



奈々子 report



大山奈々子県政レポート<発行連絡先>日本共産党神奈川県議団 横浜市中区大通1新庁舎9F ☎045-210-7882

●合理的配慮に欠けすぎる話

港北区の名誉にかかわる問題なので何としても改善しなければと思った件があります。来年新しく開館するホールのイベントのご案内をいただきました。(書面上部を引用)



え？車いす席2席?!20席の間違い？国土交通省のバリアフリー法施行令の中の、建築物移動等円滑化基準をみると…

- 車椅子使用者用客席の割合 ※客席総数に応じて段階的に設定(2,000以下は、客室の基準と同じ)
- ・客席総数の2%以上(総客席数~200)
- ・客席総数の1%+2以上(総客席数 201~2,000)
- ・客席総数の0.75%+7以上(総客席数 2,000~)

となるとミズキーホールは車いす席6席以上にすべきでは？すぐに区に問い合わせました。回答は、▷ミズキーホールの建築確認をとったのは令和2年。当時の基準には合致していた。もう座席は出来ている。横浜市「福祉のまちづくり条例」にもかなっているのでは？問題はない。なお、車いす席は車いすを停めて、付き添う方も座れるようになっている。そのほかに正面ではないが、2席予備の席があるので、合計4席は確保できている<との見解。車いすの団体は利用できない？

●福祉のまちづくり条例は？

それでは区が参考にしたという横浜市の福祉のまちづくり条例にはどう書いてあるのか。

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則 指定施設整備基準・建築物移動等円滑化基準新旧対照表 によると、「客席及び舞台」のルールは…

「車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。」

これはお粗末！ホールの広さを問わず2席以上とあるのみ。国基準以下。日本共産党横浜市会議員団につないで横浜市に改善を求めてもらうことになりました。



横浜市全体にかかわる問題です。

冒頭の「合理的配慮」とは、障害者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のこと。2006年に国連で採択された、障害者権利条約の条文に記されたこの考えは、実効性を持たせるための国内法でもある、障害者差別解消法にも取り入れられるようになり、認知が広まったはず。2024年4月に改正障害者差別解消法が施行されるタイミングでオープンする劇場がこれでは大問題です。また、この条約のスローガン「私たちのことを私たち抜きで決めないで」

(Nothing About us without us)の趣旨も踏まえているのか問われます。